

# 資料編



葛城山山頂のツツジと富士山

# 資料 1. 伊豆の国市環境基本条例

伊豆の国市環境基本条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 18 日

伊豆の国市長

## 伊豆の国市条例第 8 号

## 伊豆の国市環境基本条例

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策(以下「環境施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境を実現し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害の防止や自然の恵みの確保等に止まらず、水や空気、そこに生育する動植物等の自然の構成要件を有効に活用することにより、環境に優しく、潤いと安らぎを感じる快適な生活空間を創り出すことをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係にある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好で快適な環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することの重要性と責務を認識し、市、市民、事業者及び滞在者が、それぞれの責務に応じた公平な役割分担の下に、互いに協働し、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、本市の中央に広がる田方平野や狩野川、その周りを囲む中山間地などの豊かな自然環境に恵まれた本市の特性を踏まえつつ、環境への負荷を可能な限り減らすことにより、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されるよう行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域における事業活動及び日常生活が地球全体の環境にも影響を及ぼすとの認識のもとに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であるため、地球環境の保全に資するように行なわれなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市域の自然的及び社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、市民、事業者及び滞在者(以下「市民等」という。)の参加及び協力を促進し、その意見を聴取し、及び反映するよう努めなければならない。

3 市は、自らの事業の実施に当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

4 市は、市民等が環境の保全及び創造のために行なう活動を支援し、及び協力する責務を有する。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

2 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、資源の循環的な利用、水資源及びエネルギーの有効的利用、廃棄物の減量と資源化等を図ることにより、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

3 市民は、自然環境の適正な保全のため、生活排水の浄化、地下水の保全、花き緑化の推進等に積極的に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止及び自然環境の適正な保全に必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

3 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行なうに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより生ずることとなる環境への負荷の低減に資するため、再生資源その他の環境への負荷の少ない原材料、役務等の利用等に努めるとともに、製品その他の物が廃棄物になった場合において適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、本市の区域における活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境施策の総合的かつ中長期的な大綱
- (2) 環境の保全及び創造のために、市及び市民等のそれぞれ配慮すべき事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、第26条に規定する伊豆の国市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(生活環境の保全)

第9条 市は、市民等の健康の保護と、清潔で美しい街づくりを積極的に推進し、快適な生活環境の保全を図るため、公害、ごみ処理その他環境の保全上の支障となる事象について、適正かつ迅速な処理に努めなければならない。

(自然環境の保全)

第10条 市は、水資源、森林、農地、公園等における花と緑の調和した自然環境の適正な保全に努めるとともに、生物の多様性の確保に配慮し、人と自然との豊かな触れ合いを確保するよう努めなければならない。

(快適な環境の創造)

第11条 市は、潤いと安らぎのある環境の創造、良好な景観の確保、貴重な自然環境の保存及び活用を図ることにより、市民生活の快適な環境を創造するとともに、人と自然との豊かな調和を確保するよう努めなければならない。

(環境負荷の少ない循環型社会の実現)

第12条 市は、環境負荷の少ない循環型社会の実現に資するため、市民等による資源の有効かつ循環的利用、廃棄物の減量と資源化、水資源及びエネルギーの有効利用等が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(諸事業の立案等に当たっての配慮)

第13条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる事業を立案し、及び実施するに当たっては、環境基本計画及びエコアクション21との整合を図り、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(規制等の措置)

第14条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要と認めるときは、関係行政機関と協議の上で、法令に基づき必要な規制又は指導の措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第15条 市は、市民等が事業活動、日常生活又は来遊中の行動における環境負荷の低減のため適切な措置をとることを誘導するため、調査及び研究を行ない、その結果、必要があると認めるときは、そのための措置を講ずるものとする。

(公共施設の整備等の推進)

第16条 市は、環境の保全上の支障を防止するために、必要な公共施設の整備その他環境への負荷を低減する事業の推進に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第17条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解と関心が深められ、その活動意欲が増進されるように、環境教育及び環境学習を推進するよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第18条 市は、環境教育及び環境学習の推進並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(環境の保全に関する協定)

第19条 市は、環境の保全を図るために特に必要があると認めるときは、市民等が実施する環境の保全に関する措置について、市民等との間に公害の防止その他の環境の保全に関する協定を締結し、その履行を確保するものとする。

(指導、勧告等)

第20条 市は、良好な環境に対する侵害又は侵害のおそれがあると認められるときは、これを防止又は排除するため、その原因者に対し、説明又は報告を求め、必要な指導、助言及び勧告を行なうことができる。

(監視体制の整備)

第21条 市は、環境の状況を把握するために必要な調査、監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第22条 市は、市の各部署との連携を図り、環境施策を総合的に調整し、及び推進するための体制を整備するものとする。

(公害等に係る苦情処理)

第23条 市は、公害、騒音、不法投棄等に係る苦情処理については、国、県、所轄の警察署、田方地区消防組合及び他の市町(以下「関係行政機関」という。)と連携し、迅速かつ適正に処理するよう努めなければならない。

(関係行政機関との協力)

第24条 市は、環境の保全及び創造を推進するための広域的な取組が必要となる施策を実施するに当たっては、関係行政機関と協力して行うよう努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第25条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、地球環境の保全に関する市民等の自発的な行動を助長するとともに協働による施策を推進するものとする。

(環境審議会)

第26条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関して必要な事項を調査審議するため、伊豆の国市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 環境施策に関する基本的事項及び重要事項に関すること。
- (2) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の法令の規定により、その権限に属する事務

(組織及び任期)

第27条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認められた者
- 3 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、審議会を代表し会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。
- 6 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
(伊豆長岡町環境美化整備の促進に関する条例の廃止)
- 2 伊豆長岡町環境美化整備の促進に関する条例(平成2年伊豆長岡町条例第3号)は、廃止する。  
(韮山町まちをきれいにする条例の廃止)
- 3 韮山町まちをきれいにする条例(平成11年韮山町条例第8号)は、廃止する。  
(伊豆長岡町花と緑のまちづくりの推進に関する条例の廃止)
- 4 伊豆長岡町花と緑のまちづくりの推進に関する条例(平成2年伊豆長岡町条例第20号)は、廃止する。  
(伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 5 伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊豆の国市条例第26号)の一部を次のように改正する。

## 資料2. 関係者名簿

### 伊豆の国市環境審議会委員

団体等	氏名	備考
環境に関し識見を有する者	半田 明雄 (会長)	元東洋検査センター計量管理者
伊豆の国市商工会	土屋 龍太郎 (副会長)	伊豆の国市商工会 会長
伊豆の国市観光協会	鴨下 記久枝	伊豆の国市観光協会 会長
伊豆の国市農業委員会	塩谷 喜久雄	伊豆の国市農業委員会 会長
環境に関し識見を有する者	杉山 藤夫	環境カウンセラー エコアクション21 審査人
市長が必要と認める者	西島 逸郎	一級建築士
市長が必要と認める者	杉山 静江	
市長が必要と認める者	岸 香代子	
市長が必要と認める者	福澤 麗子	広域一般廃棄物処理施設のあり方 市民検討会委員

## 資料3. 温室効果ガス排出量の算定方法

### 1. 算定方法の基本的考え方

温室効果ガス排出量の算定方法は、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」（環境省：平成21(2009)年6月）を元に、地域特性を生かした算定方法がある場合はそれを用いました。また、今後の継続的な温室効果ガス排出量の推計が容易に実施できるように、可能な限り一般に入手可能な統計データを使った算定方法を採用しました。

なお、エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の工業プロセスについては、多くの排出源は事業者のデータが必要である一方、事業者は地域を問わず対策を進めていることから（環境省：2009）、継続的なデータ収集が困難な上、本市における排出量を推計するのは困難と考えられたため、算定の対象外としました。

また、産業廃棄物の焼却についても、処理業者は本市に限らず、許可を受けた地域全体の廃棄物を処理することから、本市からの排出量を把握することは困難と考えられたため、算定の対象外としました。

### 2. 算定方法

#### (1) エネルギー起源CO<sub>2</sub>

##### 1) 産業部門

###### ア. 製造業

$$\text{①製造業エネルギー消費量(静岡県)} \times \frac{\text{②製造業の就業者数(伊豆の国市)}}{\text{③製造業の就業者数(静岡県)}} \times \frac{44}{12}$$

項目	対象地域	設定資料
①製造業エネルギー消費量	静岡県	都道府県別エネルギー消費統計
②製造業の就業者数	伊豆の国市	工業統計調査
③製造業の就業者数	静岡県	工業統計調査

※44/12は、t-C（炭素換算）からt-CO<sub>2</sub>（二酸化炭素換算）にする係数〔以下同〕

###### イ. 建設業・鉱業

$$\text{①建設業・鉱業エネルギー消費量(静岡県)} \times \frac{\text{②建設業・鉱業の就業者数(伊豆の国市)}}{\text{③建設業・鉱業の就業者数(静岡県)}} \times \frac{44}{12}$$

項目	対象地域	設定資料
①建設業・鉱業エネルギー消費量	静岡県	都道府県別エネルギー消費統計
②建設業・鉱業の就業者数	伊豆の国市	事業所・企業統計調査
③建設業・鉱業の就業者数	静岡県	事業所・企業統計調査

###### ウ. 農林水産業

$$\text{①農林水産業エネルギー消費量(静岡県)} \times \frac{\text{②農林水産業の就業者数(伊豆の国市)}}{\text{③農林水産業の就業者数(静岡県)}} \times \frac{44}{12}$$

項目	対象地域	設定資料
①農林水産業エネルギー消費量	静岡県	都道府県別エネルギー消費統計
②農林水産業の就業者数	伊豆の国市	世界農林業センサス
③農林水産業の就業者数	静岡県	世界農林業センサス

## 2) 民生・家庭部門

### ア. 電力

$$\text{①家庭用電力消費量 (静岡県)} \times \frac{\text{②世帯数 (伊豆の国市)}}{\text{③世帯数 (静岡県)}} \times \text{排出係数}$$

項目	対象地域	設定資料
①家庭用電力消費量	静岡県	都道府県別エネルギー消費統計
②世帯数	伊豆の国市	住民基本台帳
③世帯数	静岡県	住民基本台帳

### イ. 都市ガス

$$\text{①家庭用都市ガス消費量 (伊豆の国市)} \times \text{熱量換算係数} \times \text{排出係数}$$

項目	対象地域	設定資料
①家庭用都市ガス消費量	伊豆の国市	

※伊豆の国市には都市ガスの供給がないため、この項目からの排出量は無し。

### ウ. LPG

$$\frac{\text{①2人以上世帯当たりLPガス購入量 (県庁所在地)}}{\left[ 1 - \frac{\text{②都市ガス普及率 (県庁所在地)}}{\text{④都市ガス普及率 (伊豆の国市)}} \right]} \times \frac{\text{世帯人員補正係数}^{\ast 1}}{\text{③世帯数 (伊豆の国市)}} \times \left[ 1 - \frac{\text{④都市ガス普及率 (伊豆の国市)}}{\text{④都市ガス普及率 (伊豆の国市)}} \right] \times \frac{\text{熱量換算係数}^{\ast 2}}{\text{⑤2人以上世帯LPガス購入費 (伊豆の国市)}} \times \text{排出係数}$$

$$\frac{\text{⑥单身世帯数 (伊豆の国市)} \times \frac{\text{⑦单身世帯LPガス購入費 (県庁所在地)}}{\text{⑤2人以上世帯LPガス購入費 (伊豆の国市)}}}{\text{③世帯数 (伊豆の国市)}}$$

※1 世帯人員補正係数 =

※2 熱量換算係数：100.5MJ/m<sup>3</sup>

項目	対象地域	設定資料
①2人以上世帯当たりLPガス購入量	県庁所在地 (静岡市)	家計調査年報・家計収支編
②都市ガス普及率	県庁所在地 (静岡市)	ガス事業年報
③世帯数	伊豆の国市	国勢調査
④都市ガス普及率	伊豆の国市	ガス事業年報
⑤2人以上世帯数	伊豆の国市	国勢調査
⑥单身世帯数	伊豆の国市	国勢調査
⑦单身世帯LPガス購入費	県庁所在地 (静岡市)	家計調査年報・家計収支編
⑧2人以上世帯LPガス購入費	県庁所在地 (静岡市)	家計調査年報・家計収支編

### エ. 灯油

$$\text{①2人以上世帯当たり灯油購入量 (県庁所在地: 静岡市)} \times \frac{\text{世帯人員補正係数}^{\ast 1}}{\text{②世帯数 (伊豆の国市)}} \times \frac{\text{熱量換算係数}^{\ast 2}}{\text{排出係数}}$$

$$\text{※1 世帯人員補正係数} = \frac{\text{③2人以上世帯数(伊豆の国市)} + \text{④単身世帯数(伊豆の国市)} \times \frac{\text{⑤単身世帯灯油購入費(県庁所在地)}}{\text{⑥2人以上世帯灯油購入費(県庁所在地)}}}{\text{②世帯数(伊豆の国市)}}$$

※2 熱量換算係数：1999年までは37.3MJ/ℓ、2000年以降は36.7MJ/ℓ

項目	対象地域	設定資料
①2人以上世帯灯油購入量	県庁所在地(静岡市)	家計調査年報・家計収支編
②世帯数	伊豆の国市	国勢調査
③2人以上世帯数	伊豆の国市	国勢調査
④単身世帯数	伊豆の国市	国勢調査
⑤単身世帯灯油購入費	県庁所在地(静岡市)	家計調査年報・家計収支編
⑥2人以上世帯灯油購入費	県庁所在地(静岡市)	家計調査年報・家計収支編

### 3) 民生・業務部門

#### ア. 電力

$$\text{①業務用電力消費量(静岡県)} \times \frac{\text{②業務用延べ床面積(伊豆の国市)}}{\text{③業務用延べ床面積(静岡県)}} \times \text{排出係数}$$

項目	対象地域	設定資料
①業務用電力消費量	静岡県	都道府県別エネルギー消費統計
②業務用延べ床面積	伊豆の国市	固定資産の価格等の概要調書
③業務用延べ床面積	静岡県	固定資産の価格等の概要調書

#### イ. 都市ガス

$$\text{①業務用都市ガス消費量(伊豆の国市)} \times \frac{\text{熱量換算係数}}{\text{係数}} \times \text{排出係数}$$

項目	対象地域	設定資料
①業務用都市ガス消費量	伊豆の国市	

※伊豆の国市には都市ガスの供給がないため、この項目からの排出量は無し。

#### ウ. LPG

$$\text{①石油製品消費量(静岡県)} \times \frac{\text{②LPG消費量(全国)}}{\text{③石油製品消費量(全国)}} \times \frac{\text{④業務用延べ床面積(伊豆の国市)}}{\text{⑥業務用延べ床面積(静岡県)}} \times \left[ \frac{1 - \text{⑤都市ガス普及率(伊豆の国市)}}{1 - \text{⑦都市ガス普及率(静岡県)}} \right] \times \frac{44}{12}$$

項目	対象地域	設定資料
①石油製品消費量	静岡県	都道府県別エネルギー消費統計
②LPG消費量	全国	総合エネルギー統計
③石油製品消費量	全国	総合エネルギー統計
④業務用延べ床面積	伊豆の国市	固定資産の価格等の概要調書
⑤都市ガス普及率	伊豆の国市	ガス事業年報
⑥業務用延べ床面積	静岡県	固定資産の価格等の概要調書
⑦都市ガス普及率	静岡県	ガス事業年報

## エ. LPG以外の石油製品

$$\text{①石油製品消費量 (静岡県)} \times \frac{\text{②LPG以外石油製品消費量(全国)}}{\text{③石油製品消費量(全国)}} \times \frac{\text{④業務用延べ床面積 (伊豆の国市)}}{\text{⑤業務用延べ床面積 (静岡県)}} \times \frac{44}{12}$$

項 目	対象地域	設 定 資 料
①石油製品消費量	静岡県	都道府県別エネルギー消費統計
②LPG以外石油製品消費量	全国	総合エネルギー統計
③全国石油製品消費量	全国	総合エネルギー統計
④業務用延べ床面積	伊豆の国市	固定資産の価格等の概要調書
⑤業務用延べ床面積	静岡県	固定資産の価格等の概要調書

## 4) 運輸部門

### ア. 自動車

$$\text{①運輸部門エネルギー消費量 (静岡県)} \times \frac{\text{②自動車保有台数(伊豆の国市)}}{\text{③自動車保有台数(静岡県)}} \times \frac{44}{12}$$

項 目	対象地域	設 定 資 料
①運輸部門エネルギー消費量	静岡県	都道府県別エネルギー消費統計
②自動車保有台数	伊豆の国市	静岡県の自動車保有台数
③自動車保有台数	静岡県	静岡県の自動車保有台数

### イ. 鉄道

$$\text{①鉄道事業者別エネルギー消費量(伊豆箱根鉄道合計)} \times \frac{\text{②乗車人員数(伊豆の国市)}}{\text{③乗車人員数(伊豆箱根鉄道合計)}} \times$$

項 目	対象地域	設 定 資 料
①鉄道事業者別エネルギー消費量 (※電力使用量×排出係数で計算可能)	伊豆箱根鉄道合計	鉄道統計年報
②乗車人員数	伊豆の国市	静岡県統計年鑑
③乗車人員数	伊豆箱根鉄道合計	鉄道統計年報

## (2) エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外

### 1) 廃棄物処理部門

#### ア. 廃棄物の焼却に伴い発生する CO<sub>2</sub>

##### ア) 一般廃棄物

$$\text{①一般廃棄物焼却処理量 (伊豆の国市)} \times \frac{\text{②ごみ組成に占める廃プラスチック割合 (伊豆の国市)}}{\text{③ごみ組成に占める廃プラスチック割合 (伊豆の国市)}} \times \text{排出係数}$$

項 目	対象地域	設 定 資 料
①一般廃棄物焼却処理量	伊豆の国市	一般廃棄物処理事業のまとめ
②ごみ組成に占める廃プラスチック割合※	伊豆の国市	伊豆の国市

※平成12年度以前のごみ組成に占める廃プラスチック割合は、平成12年度の値を使用しました。

イ) 産業廃棄物

$$\left[ \begin{array}{l} \text{①産業廃棄物} \\ \text{焼却処理量} \\ \text{(伊豆の国市)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{②ごみ組成に占める} \\ \text{廃油焼却量} \\ \text{(伊豆の国市)} \end{array} \times \text{排出} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{①産業廃棄物} \\ \text{焼却処理量} \\ \text{(伊豆の国市)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{②ごみ組成に占める} \\ \text{廃プラ焼却量} \\ \text{(伊豆の国市)} \end{array} \times \text{排出} \right]$$

項 目	対象地域	設 定 資 料
①産業廃棄物焼却処理量	伊豆の国市	伊豆の国市
②ごみ組成に占める廃油焼却量	伊豆の国市	伊豆の国市
③ごみ組成に占める廃プラ焼却量	伊豆の国市	伊豆の国市

※算定から除外。

イ. 廃棄物の焼却に伴い発生する CH<sub>4</sub>

ア) 一般廃棄物

$$\text{①一般廃棄物処理起源} \\ \text{CH}_4\text{排出量(全国)} \times \frac{\text{②焼却処理量(伊豆の国市)}}{\text{③焼却処理量(全国)}}$$

項 目	対象地域	設 定 資 料
①一般廃棄物処理起源 CH <sub>4</sub> 排出量 (CO <sub>2</sub> 換算量)	全国	日本国温室効果ガスインベントリ報告書
②焼却処理量	伊豆の国市	一般廃棄物処理事業のまとめ
③焼却処理量	全国	一般廃棄物処理実態調査、日本の廃棄物処理

イ) 産業廃棄物

$$\left[ \begin{array}{l} \text{①汚泥焼却量} \\ \text{(伊豆の国市)} \end{array} \times \text{CH}_4 \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{②廃油焼却量} \\ \text{(伊豆の国市)} \end{array} \times \text{CH}_4 \right] \times \frac{\text{地球温暖化}}{\text{係数}} \\ \text{排出係数}$$

項 目	対象地域	設 定 資 料
①汚泥焼却量	伊豆の国市	汚泥焼却量
②廃油焼却量	伊豆の国市	廃油焼却量

※算定から除外。

ウ. 廃棄物の焼却に伴い発生する N<sub>2</sub>O

ア) 一般廃棄物

$$\text{①一般廃棄物処理起源} \\ \text{N}_2\text{O排出量(全国)} \times \frac{\text{②焼却処理量(伊豆の国市)}}{\text{③焼却処理量(全国)}}$$

項 目	対象地域	設 定 資 料
①一般廃棄物処理起源 N <sub>2</sub> O 排出量 (CO <sub>2</sub> 換算量)	全国	日本国温室効果ガスインベントリ報告書
②焼却処理量	伊豆の国市	一般廃棄物処理事業のまとめ
③焼却処理量	全国	一般廃棄物処理実態調査、日本の廃棄物処理

イ) 産業廃棄物

$$\left[ \begin{array}{l} \text{①汚泥焼却量} \\ \text{(伊豆の国市)} \end{array} \times \text{N}_2\text{O} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{②廃油焼却量} \\ \text{(伊豆の国市)} \end{array} \times \text{N}_2\text{O} \right] \times \frac{\text{地球温暖化}}{\text{係数}} \\ \text{排出係数}$$

項 目	対象地域	設 定 資 料
①汚泥焼却量	伊豆の国市	汚泥焼却量
②廃油焼却量	伊豆の国市	廃油焼却量

※算定から除外。

## エ. 埋立処分場から発生する CH<sub>4</sub>

$$\text{①埋立処分場から発生する CH}_4\text{排出量(全国)} \times \frac{\text{②埋立処分量(伊豆の国市)}}{\text{③埋立処分量(全国)}}$$

項目	対象地域	設定資料
①埋立処分場から発生する CH <sub>4</sub> 排出量 (CO <sub>2</sub> 換算量)	全国	日本国温室効果ガスインベントリ報告書
②埋立処分量	伊豆の国市	一般廃棄物処理事業のまとめ
③埋立処分量	全国	一般廃棄物処理実態調査、日本の廃棄物処理

## オ. 排水処理に伴い発生する CH<sub>4</sub>

$$\text{①排水処理から発生する CH}_4\text{排出量(全国)} \times \frac{\text{②排水処理量(伊豆の国市)}}{\text{③排水処理量(全国)}}$$

項目	対象地域	設定資料
①排水処理から発生する CH <sub>4</sub> 排出量 (CO <sub>2</sub> 換算量)	全国	日本国温室効果ガスインベントリ報告書
②排水処理量	伊豆の国市	一般廃棄物処理事業のまとめ
③排水処理量	全国	一般廃棄物処理実態調査、日本の廃棄物処理

## カ. 排水処理に伴い発生する N<sub>2</sub>O

$$\text{①排水処理から発生する N}_2\text{O排出量(全国)} \times \frac{\text{②排水処理量(伊豆の国市)}}{\text{③排水処理量(全国)}}$$

項目	対象地域	設定資料
①排水処理から発生する N <sub>2</sub> O 排出量 (CO <sub>2</sub> 換算量)	全国	日本国温室効果ガスインベントリ報告書
②排水処理量	伊豆の国市	一般廃棄物処理事業のまとめ
③排水処理量	全国	一般廃棄物処理実態調査、日本の廃棄物処理

## キ. 廃棄物の燃料代替等としての利用に伴い発生する CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O

$$\text{①原燃料利用量(廃プラスチック、廃油、木くずなど)} \times \text{排出係数(原燃料別)} \times \text{地球温暖化係数(伊豆の国市)}$$

項目	対象地域	設定資料
①原燃料利用量(廃プラスチック、廃油、木くずなど)	伊豆の国市	

※原燃料とは、炉を温める際に燃料として使用しているもの。

伊豆の国市では廃棄物の燃料代替として、廃プラスチック、廃油、木くずなどを使用していないため、この項目からの排出量は無し。

## 2) 農業部門

### ア. 水田から排出される CH<sub>4</sub>

$$\text{①水田の作付面積(伊豆の国市)} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

項目	対象地域	設定資料
①水田の作付面積	伊豆の国市	静岡県統計年鑑

### イ. 家畜の飼養に伴い排出される CH<sub>4</sub>

$$\text{①家畜飼養頭数 (伊豆の国市)} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

項目	対象地域	設定資料
①家畜飼養頭数 (乳用牛、肉用牛、豚など)	伊豆の国市	静岡県統計年鑑

※排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成 11 年 4 月、最終改正：平成 22 年 3 月) に従いました。

### ウ. 家畜の排せつ物の管理に伴い排出される CH<sub>4</sub>

$$\text{①家畜飼養頭羽数 (伊豆の国市)} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

項目	対象地域	設定資料
①家畜飼養頭羽数 (乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー)	伊豆の国市	静岡県統計年鑑

※排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成 11 年 4 月、最終改正：平成 22 年 3 月) に従いました。

### エ. 家畜の排せつ物の管理に伴い排出される N<sub>2</sub>O

$$\text{①家畜飼養頭羽数 (伊豆の国市)} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

項目	対象地域	設定資料
①家畜飼養頭羽数 (乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー)	伊豆の国市	静岡県統計年鑑

※排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成 11 年 4 月、最終改正：平成 22 年 3 月) に従いました。

### オ. 農業廃棄物の焼却に伴い排出される CH<sub>4</sub>

$$\text{①作物の焼却に伴い発生する CH}_4\text{排出量(全国)} \times \frac{\text{②水稲収穫量(伊豆の国市)}}{\text{③水稲収穫量(全国)}}$$

項目	対象地域	設定資料
①作物の焼却に伴い発生する CH <sub>4</sub> 排出量 (CO <sub>2</sub> 換算量)	全国	日本国温室効果ガスインベントリ報告書
②水稲収穫量	伊豆の国市	作物統計、静岡県農林水産統計年報
③水稲収穫量	全国	作物統計、静岡県農林水産統計年報

### カ. 農業廃棄物の焼却に伴い排出される N<sub>2</sub>O

$$\text{①作物の焼却に伴い発生する N}_2\text{O排出量(全国)} \times \frac{\text{②水稲収穫量(伊豆の国市)}}{\text{③水稲収穫量(全国)}}$$

項目	対象地域	設定資料
①作物の焼却に伴い発生する N <sub>2</sub> O 排出量 (CO <sub>2</sub> 換算量)	全国	日本国温室効果ガスインベントリ報告書
②水稲収穫量	伊豆の国市	作物統計、静岡県農林水産統計年報
③水稲収穫量	全国	作物統計、静岡県農林水産統計年報

### キ. 耕地における肥料の使用に伴い発生する N<sub>2</sub>O

$$\text{①農業土壌からの N}_2\text{O排出量(全国)} \times \frac{\text{②畑・果樹園面積(伊豆の国市)}}{\text{③畑・果樹園面積(全国)}}$$

項 目	対象地域	設 定 資 料
①農業土壌からの N <sub>2</sub> O 排出量 (CO <sub>2</sub> 換算量)	全国	日本国温室効果ガスインベントリ報告書
②畑・果樹園面積	伊豆の国市	作物統計、静岡県農林水産統計年報
③畑・果樹園面積	全国	作物統計

## 3) 代替フロン類 (HFCs)

### ア. 冷蔵庫の使用時の漏えいによる HFC (HFC-134a)

$$\text{①冷蔵庫の世帯当たり普及率(全国)} \times \text{②世帯数(伊豆の国市)} \times \text{③1台当たり HFC充填量(全国)} \times \text{④使用時(故障時含む)漏えい率(全国)} \times \text{地球温暖化係数}$$

項 目	対象地域	設 定 資 料
①冷蔵庫の世帯当たり普及率	全国	消費動向調査
②世帯数	伊豆の国市	国勢調査
③1台当たり HFC 充填量	全国	日本温室効果ガスインベントリオフィス報告書
④使用時 (故障時含む) 漏えい率	全国	日本温室効果ガスインベントリオフィス報告書

### イ. エアコンの使用時の漏えいによる HFC (HFC-410a)

$$\text{①エアコンの世帯当たり普及率(全国)} \times \text{②世帯数(伊豆の国市)} \times \text{③機械稼働時平均冷媒充填率(全国)} \times \text{④使用時(故障時含む)漏えい率(全国)} \times \text{地球温暖化係数}$$

項 目	対象地域	設 定 資 料
①エアコンの世帯当たり普及率	全国	消費動向調査
②世帯数	伊豆の国市	国勢調査
③機械稼働時平均冷媒充填率	全国	日本温室効果ガスインベントリオフィス報告書
④使用時 (故障時含む) 漏えい率	全国	日本温室効果ガスインベントリオフィス報告書

### ウ. カーエアコンの使用時の漏えいによる HFC (HFC-134a)

$$\text{①自動車保有台数(伊豆の国市)} \times \text{②1台当たり HFC充填量(全国)} \times \text{③使用時(故障時含む)漏えい率(全国)} \times \text{地球温暖化係数}$$

項 目	対象地域	設 定 資 料
①自動車保有台数	伊豆の国市	静岡県の自動車保有台数
②1台当たり HFC 充填量	全国	日本温室効果ガスインベントリオフィス報告書
③使用時 (故障時含む) 漏えい率	全国	日本温室効果ガスインベントリオフィス報告書

### 3. 算定結果

#### (1) 温室効果ガス別の排出量

##### ①二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量

- 温室効果ガス排出量の約97%を二酸化炭素が占めています。
- 部門別では、産業部門(約38%)、民生・業務部門(約29%)、民生・家庭部門(約22%)が多くなっています。
- 平成23年度の排出量は、基準年度より約8%減少しました。

◇平成23年度の二酸化炭素排出量は295.5千t-CO<sub>2</sub>で、温室効果ガス排出量の96.8%を占めています。

◇二酸化炭素の排出は、エネルギー起源CO<sub>2</sub>である①産業部門、②民生・家庭部門、③民生・業務部門、④運輸部門と、非エネルギー起源CO<sub>2</sub>である⑤廃棄物処理部門があり、大部分がエネルギー起源CO<sub>2</sub>です。

◇排出量を部門別にみると、産業部門が37.9%で最も多く、次いで民生・業務部門(28.5%)、民生・家庭部門(21.7%)、運輸部門(10.8%)の順であり、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の占める割合が高く、全体の99%近くを占めています。なお、非エネルギー起源CO<sub>2</sub>である廃棄物処理部門からの排出量は1.1%です。

◇平成23年度の排出量を基準年度と比較すると、排出量全体では26.6千t-CO<sub>2</sub>減少(-8.3%)しました。

部門別にみると、排出量が減少したのは産業部門(-71.4千t-CO<sub>2</sub>)のみでした。これに対し、民生・家庭部門(+20.5千t-CO<sub>2</sub>)、民生・業務部門(+16.5千t-CO<sub>2</sub>)、運輸部門(+7.2千t-CO<sub>2</sub>)、廃棄物処理部門(+0.4千t-CO<sub>2</sub>)は、基準年度より増加しました。

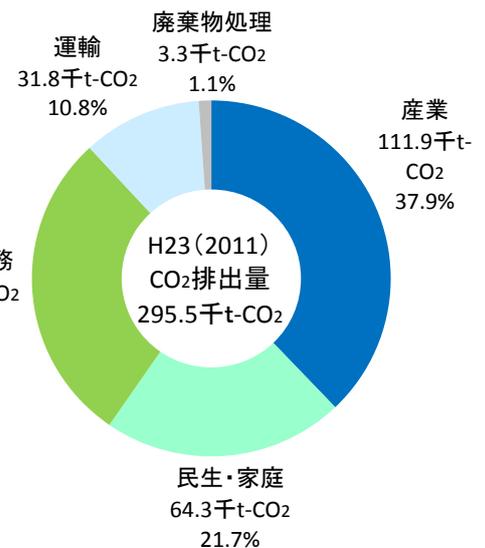


図4-1 二酸化炭素排出量 (部門別)

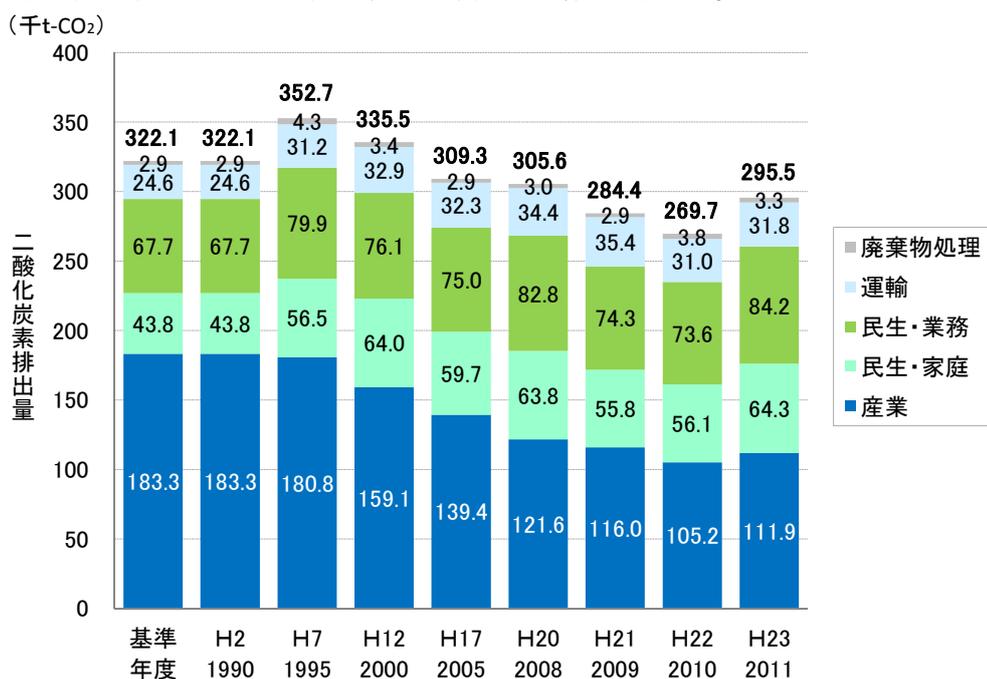


図4-2 二酸化炭素排出量の推移 (部門別)

## ②メタン (CH<sub>4</sub>) 排出量

- 温室効果ガス排出量の約2%をメタンが占めています。
- 部門別では、農業部門（約78%）、廃棄物処理部門（約22%）の順に多くなっています。
- 平成23年度の排出量は、基準年度より約30%減少しました。

◇平成23年度のメタンの排出量は5.7千t-CO<sub>2</sub>で、温室効果ガス全排出量の1.9%を占めています。

◇メタンの排出は、廃棄物処理部門（廃棄物の焼却、埋立処分場、排水処理）と農業部門（水田、家畜の飼養、家畜の排せつ物の管理、農業廃棄物の焼却）であり、大部分が農業部門です。

◇排出量を部門別にみると、農業部門が77.8%、廃棄物処理部門が22.2%となっています。

◇平成23年度の排出量を基準年度と比較すると、排出量全体では2.4千t-CO<sub>2</sub>減少（-29.7%）しました。

部門別にみると、排出量の減少は、ほとんどが農業部門（-2.2千t-CO<sub>2</sub>）の減少によるものであり、廃棄物処理部門（-0.2千t-CO<sub>2</sub>）は近年ほぼ横ばいで推移していました。

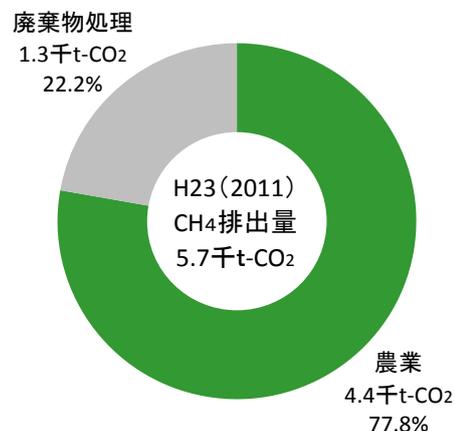


図4-3 メタン排出量 (部門別)

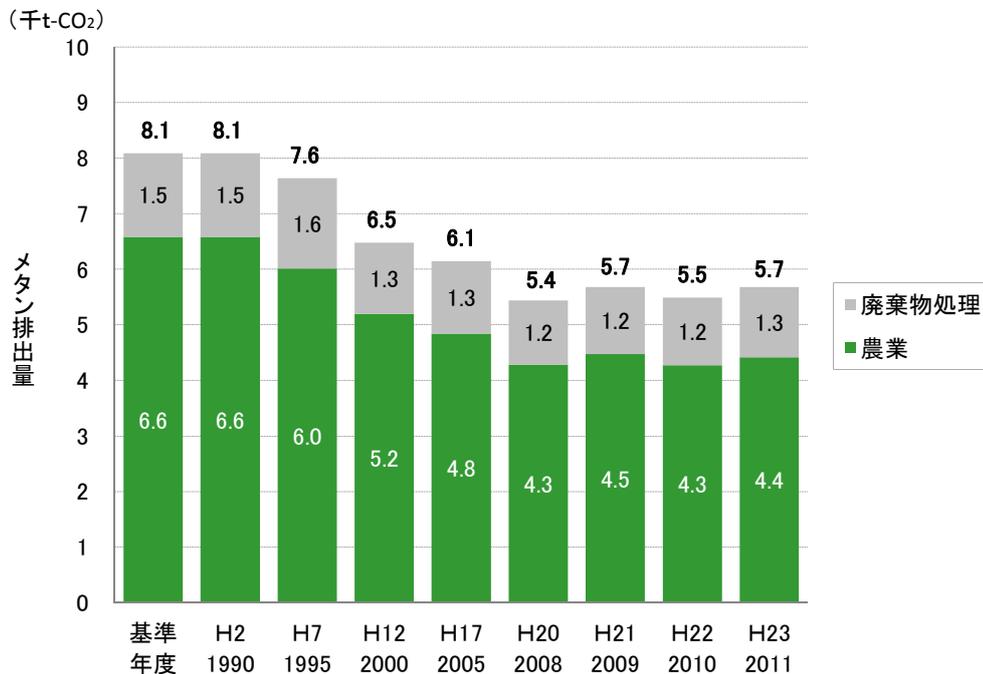


図4-4 メタン排出量の推移 (部門別)

### ③一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) 排出量

- 温室効果ガス排出量の約 1%を一酸化二窒素が占めています。
- 部門別では、農業部門（約 71%）、廃棄物処理部門（約 29%）の順に多くなっています。
- 平成 23 年度の排出量は、基準年度より約 21%減少しました。

◇平成 23 年度の一酸化二窒素の排出量は 3.3 千 t-CO<sub>2</sub> で、温室効果ガス全排出量の 1.1%を占めています。

◇一酸化二窒素の排出は、廃棄物処理部門（廃棄物の焼却、排水処理）、農業部門（家畜の排せつ物の管理、農業廃棄物の焼却、耕地における肥料の使用）であり、大部分が農業部門です。

◇排出量を部門別にみると、農業部門が 71.3%、廃棄物処理部門が 28.7%となっています。

◇平成 23 年度の排出量を基準年度と比較すると、排出量全体では 0.9 千 t-CO<sub>2</sub> 減少（-21.1%）しました。

部門別にみると、排出量の減少は、ほとんどが農業部門（-1.0 千 t-CO<sub>2</sub>）の減少によるものであり、廃棄物処理部門（±0.0 千 t-CO<sub>2</sub>）は近年ほぼ横ばいで推移していました。

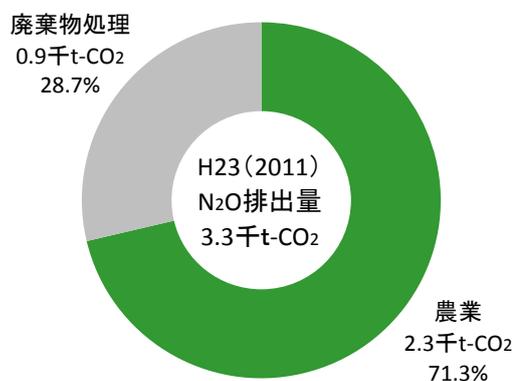


図 4-5 一酸化二窒素排出量 (部門別)

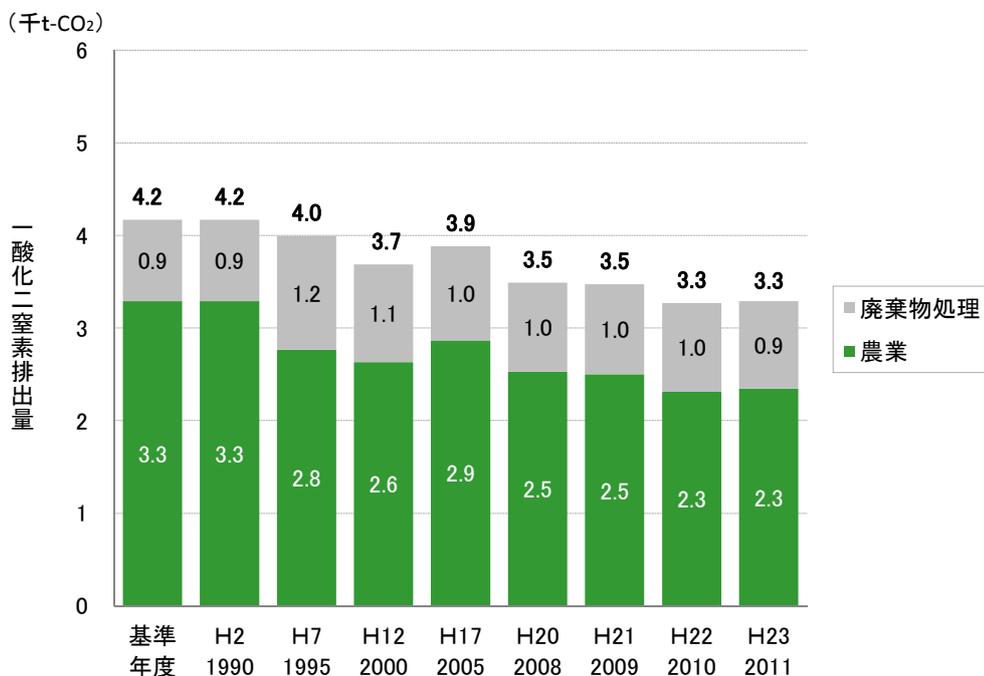


図 4-6 一酸化二窒素排出量の推移 (部門別)

#### ④ハイドロフルオロカーボン (HFCs) (代替フロン類) 排出量

- 温室効果ガス排出量の 0.2% をハイドロフルオロカーボンが占めています。
- 部門別では、カーエアコン使用時の漏えい (約 90%) がほとんどを占めています。
- 平成 23 年度の排出量は、基準年度より約 34% 減少しました。

◇平成 23 年度のハイドロフルオロカーボンの排出量は 0.7 千 t-CO<sub>2</sub> で、温室効果ガス全排出量の 0.2% を占めています。

◇ハイドロフルオロカーボンの排出は、冷蔵庫使用時の漏えい、エアコン使用時の漏えい、カーエアコン使用時の漏えいであり、大部分がカーエアコン使用時の漏えいです。

◇排出量を部門別にみると、カーエアコン使用時の漏えいが 90.3% と大部分を占めており、次いでエアコン使用時の漏えい (8.3%)、冷蔵庫使用時の漏えい (1.3%) となっています。

◇平成 23 年度の排出量を基準年度 (平成 7 年度) と比較すると、排出量全体では 0.3 千 t-CO<sub>2</sub> 減少 (-33.7%) しました。

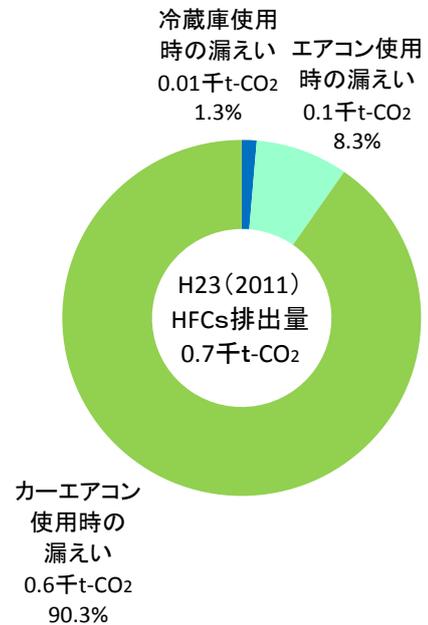


図 4-7 ハイドロフルオロカーボン排出量 (部門別)

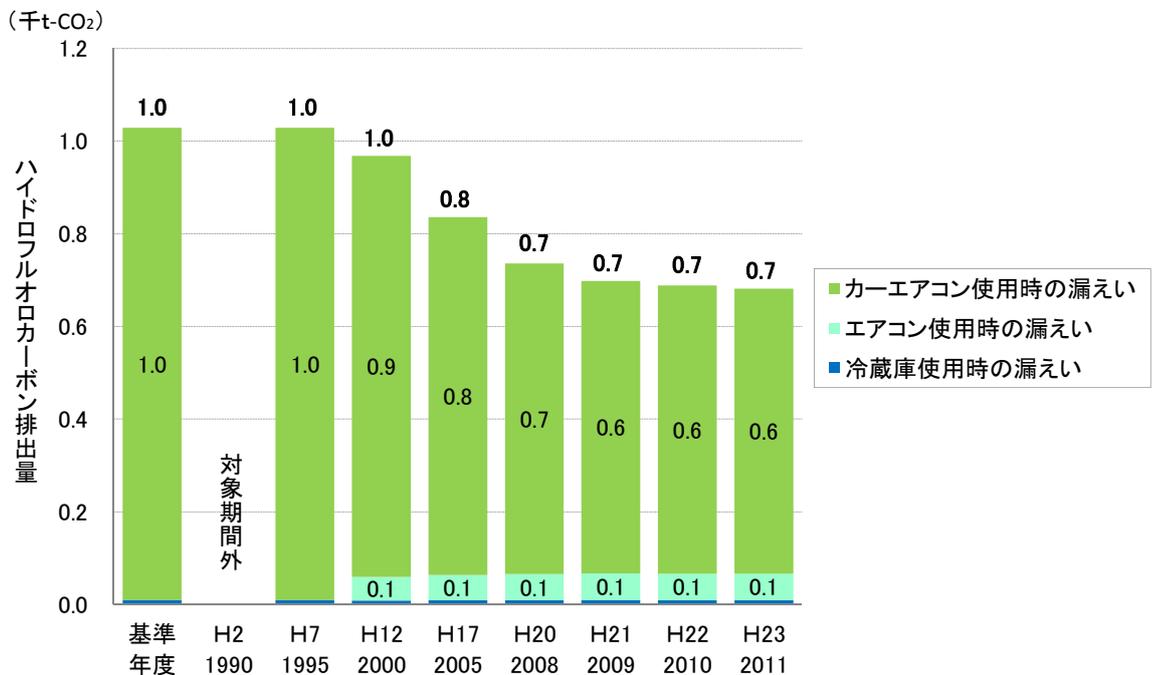


図 4-8 ハイドロフルオロカーボン排出量の推移 (部門別)

## (2) 部門別の温室効果ガス別の排出量

### ①産業部門からの排出量

- 産業部門では、製造業からの排出量が約84%を占めています。
- 基準年度から約39%減少し、特に製造業からの排出量が大きく減少しています。

◇平成23年度の産業部門からの温室効果ガスの排出量は、製造業からの排出量が84.1%でほとんどを占め、次いで農林水産業からの排出量(9.7%)、建設業・鉱業からの排出量(6.2%)の順でした。

◇基準年度と比較すると、全体では71.4千t-CO<sub>2</sub>減少(-38.9%)しました。

これは、製造業からの排出量が大きく減少(-64.4千t-CO<sub>2</sub>:-40.6%)したことによります。

◇建設業・鉱業からの排出量(-3.9千t-CO<sub>2</sub>:-36.3%)、農林水産業からの排出量(-3.0千t-CO<sub>2</sub>:-21.7%)も基準年度より減少していますが、いずれも近年はほぼ横ばいで推移しています。

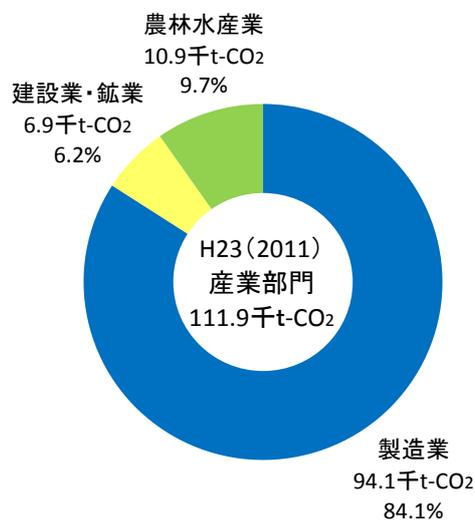


図4-9 温室効果ガス排出量 (産業部門)

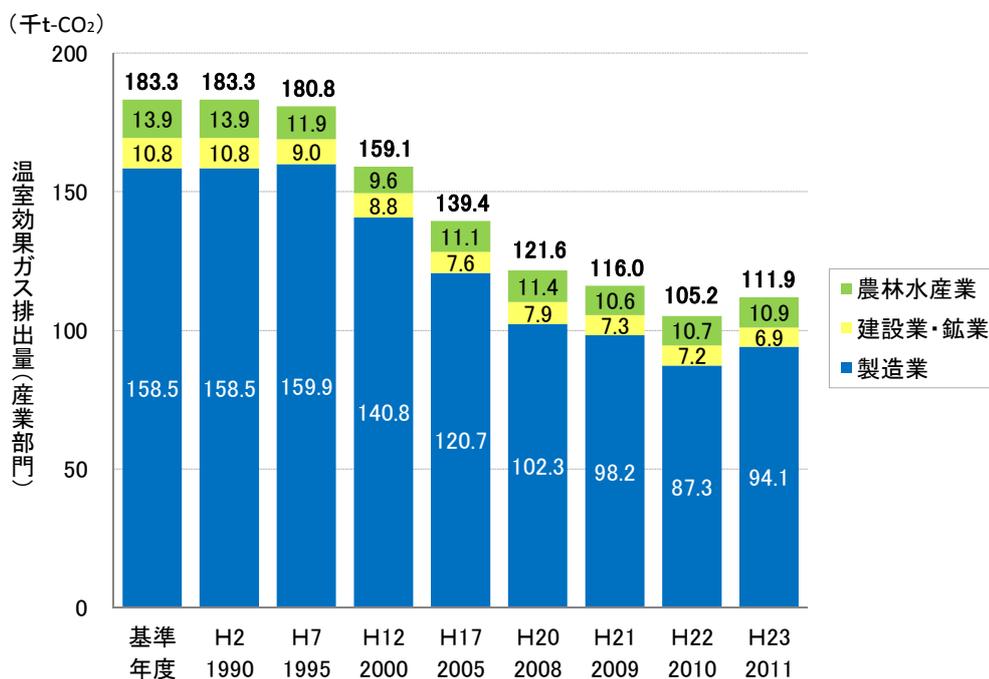


図4-10 温室効果ガス排出量の推移 (産業部門)

## ②民生・家庭部門からの排出量

- 民生・家庭部門では、電力の使用による排出量が約 81% を占めています。
- 基準年度から約 47% 増加し、特に電力の使用による排出量が大きく増加しています。

◇平成 23 年度の民生・家庭部門からの温室効果ガスの排出量は、電力の使用による排出量が 80.6% でほとんどを占め、次いで LPG の使用による排出量 (13.4%)、灯油の使用による排出量 (6.0%) の順でした。

◇基準年度と比較すると、全体では 20.5 千 t-CO<sub>2</sub> 増加 (+46.8%) しました。  
これは、電力の使用による排出量が大きく増加 (+20.4 千 t-CO<sub>2</sub> : +65.2%) したことによります。

◇LPG の使用による排出量 (+1.4 千 t-CO<sub>2</sub> : +19.6%) は基準年度と比べて増加しているものの、平成 12 年度以降は減少傾向で推移しています。

◇灯油の使用による排出量 (-1.3 千 t-CO<sub>2</sub> : -26.0%) は基準年度と比べて減少しており、排出量も減少傾向で推移しています。

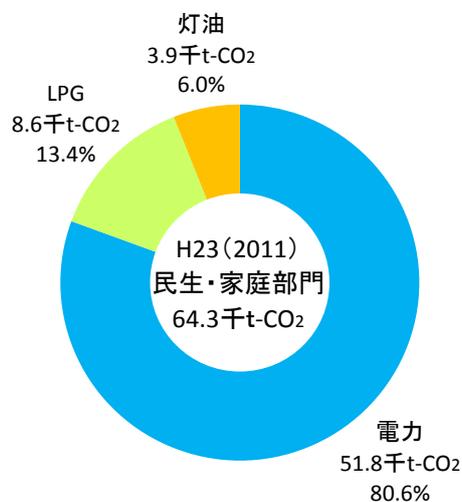


図 4-11 温室効果ガス排出量 (民生・家庭部門)

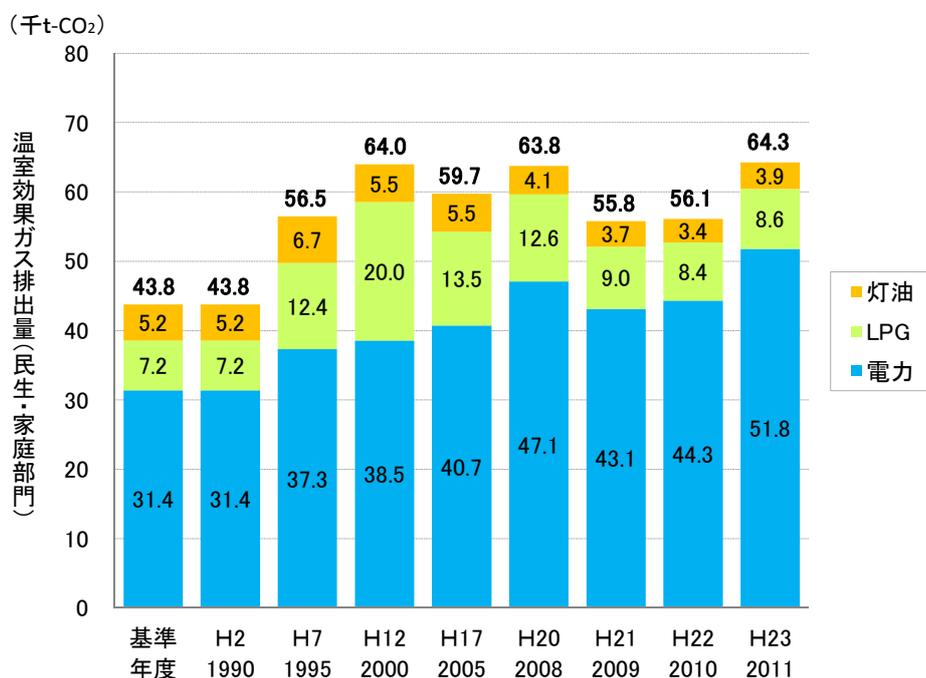


図 4-12 温室効果ガス排出量の推移 (民生・家庭部門)

### ③民生・業務部門からの排出量

- 民生・業務部門では、電力の使用による排出量が約 68%を占めています。
- 基準年度から約 24%増加し、特に電力の使用による排出量が大きく増加しています。

◇平成 23 年度の民生・業務部門からの温室効果ガスの排出量は、電力の使用による排出量が 67.5%で約 2/3 を占め、次いで LPG 以外の石油製品の使用による排出量 (22.9%)、LPG の使用による排出量 (9.6%) の順でした。

◇基準年度と比較すると、全体では 16.5 千 t-CO<sub>2</sub> 増加 (+24.4%) しました。  
これは、電力の使用による排出量が大きく増加 (+20.1 千 t-CO<sub>2</sub> : +54.7%) したことにあります。

◇LPG の使用による排出量、LPG 以外の石油製品の使用による排出量は、平成 22 年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、平成 23 年度に LPG の使用による排出量は増加、LPG 以外の石油製品の使用による排出量は減少しました。

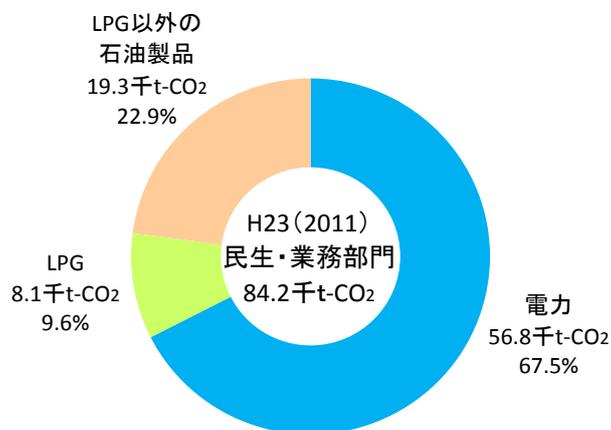


図 4-13 温室効果ガス排出量 (民生・業務部門)

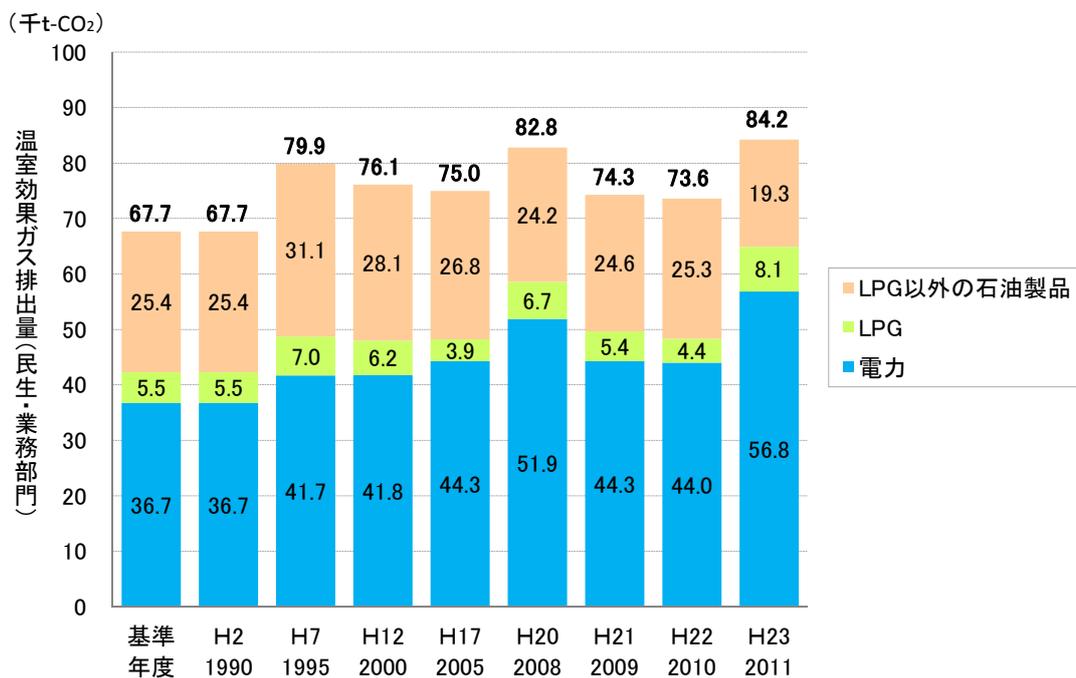


図 4-14 温室効果ガス排出量の推移 (民生・業務部門)

#### ④運輸部門からの排出量

- 運輸部門では、自動車からの排出量が約96%を占めています。
- 基準年度から約29%増加し、特に自動車からの排出量が大きく増加しています。

◇平成23年度の運輸部門からの温室効果ガスの排出量は、自動車からの排出量が96.4%でほとんどを占め、鉄道からの排出量(3.6%)は少なくなっています。

◇基準年度と比較すると、全体では7.2千t-CO<sub>2</sub>増加(+29.3%)しました。

これは、自動車からの排出量が大きく増加(+7.2千t-CO<sub>2</sub>: +30.6%)したことによります。

◇鉄道からの排出量はほぼ横ばいで推移しています。

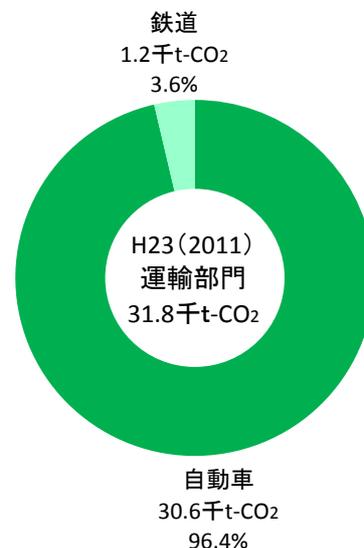


図4-15 温室効果ガス排出量(運輸部門)

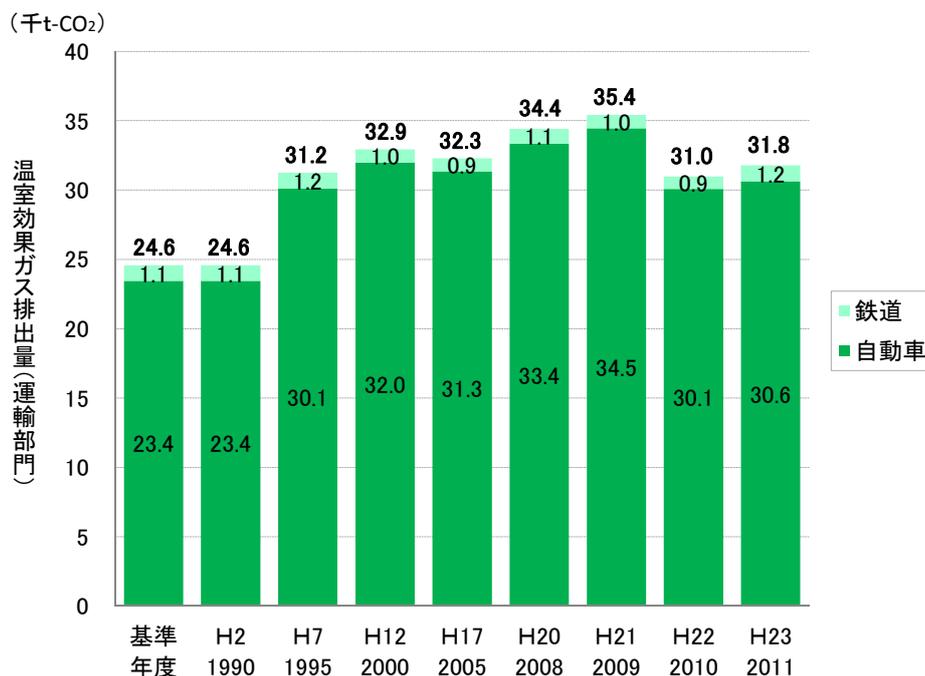


図4-16 温室効果ガス排出量の推移(運輸部門)

## ⑤ 廃棄物処理部門からの排出量

- 廃棄物処理部門では、廃棄物の焼却からの排出量が約 70%、排水処理からの排出量が約 16%、埋立処分場からの排出量が約 14%を占めています。
- 基準年度から約 6%増加し、特に廃棄物の焼却からの排出量が増加しています。

◇平成 23 年度の廃棄物処理部門からの温室効果ガスの排出量は、廃棄物の焼却からの排出量が 70.1%で最も多く、次いで排水処理からの排出量 (16.1%)、埋立処分場からの排出量 (13.8%) の順でした。

◇基準年度と比較すると、全体では 0.3 千 t-CO<sub>2</sub> 増加 (+5.8%) しました。

◇廃棄物の焼却からの排出量 (+0.6 千 t-CO<sub>2</sub> : +16.6%) は基準年度と比較すると増加していますが、年度による変動が大きいことが特徴です。

◇排水処理からの排出量、埋立処分場からの排出量はほぼ横ばいで推移しています。

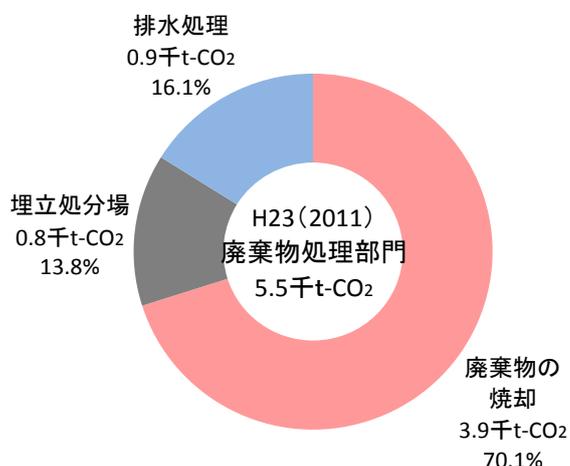


図 4-17 温室効果ガス排出量 (廃棄物処理部門)

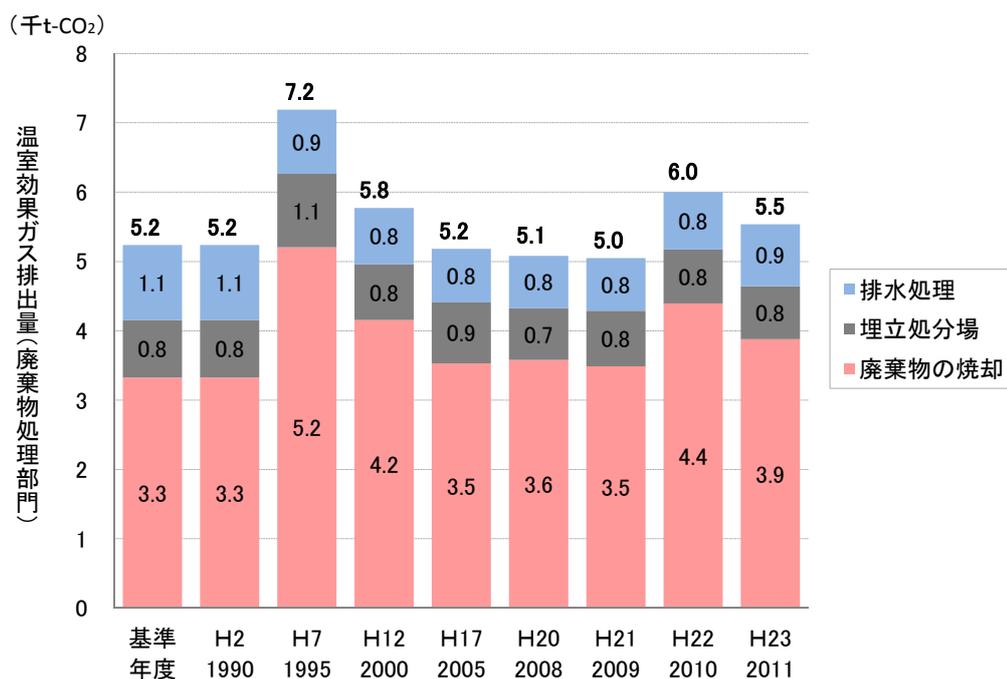


図 4-18 温室効果ガス排出量の推移 (廃棄物処理部門)

## ⑥農業部門からの排出量

- 農業部門では、家畜の飼養及び排せつ物の管理からの排出量が約 60%を占めています。
- 基準年度から約 32%減少し、特に家畜の飼養及び排せつ物の管理からの排出量が大きく減少しています。

◇平成 23 年度の農業部門からの温室効果ガスの排出量は、家畜の飼養及び排せつ物の管理からの排出量が 59.5%で過半数を占め、次いで耕地における肥料の使用からの排出量 (20.4%)、水田からの排出量 (19.8%) の順でした。

◇基準年度と比較すると、全体では 3.1 千 t-CO<sub>2</sub> 減少 (-31.5%) しました。

これは、家畜の飼養及び排せつ物の管理からの排出量が大きく減少 (-2.4 千 t-CO<sub>2</sub> : -37.4%) したことに由来します。

◇農業廃棄物の焼却からの排出量は平成 17 年度以降大きく減少していますが、これは、法律により野焼きが禁止されたことが原因の 1 つと考えられます。

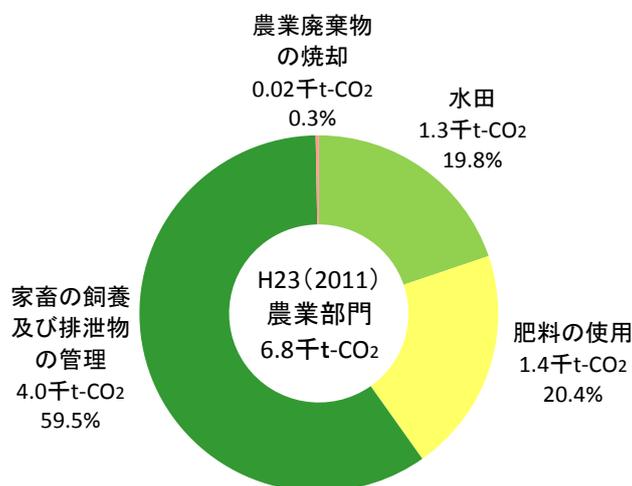


図 4-19 温室効果ガス排出量 (農業部門)

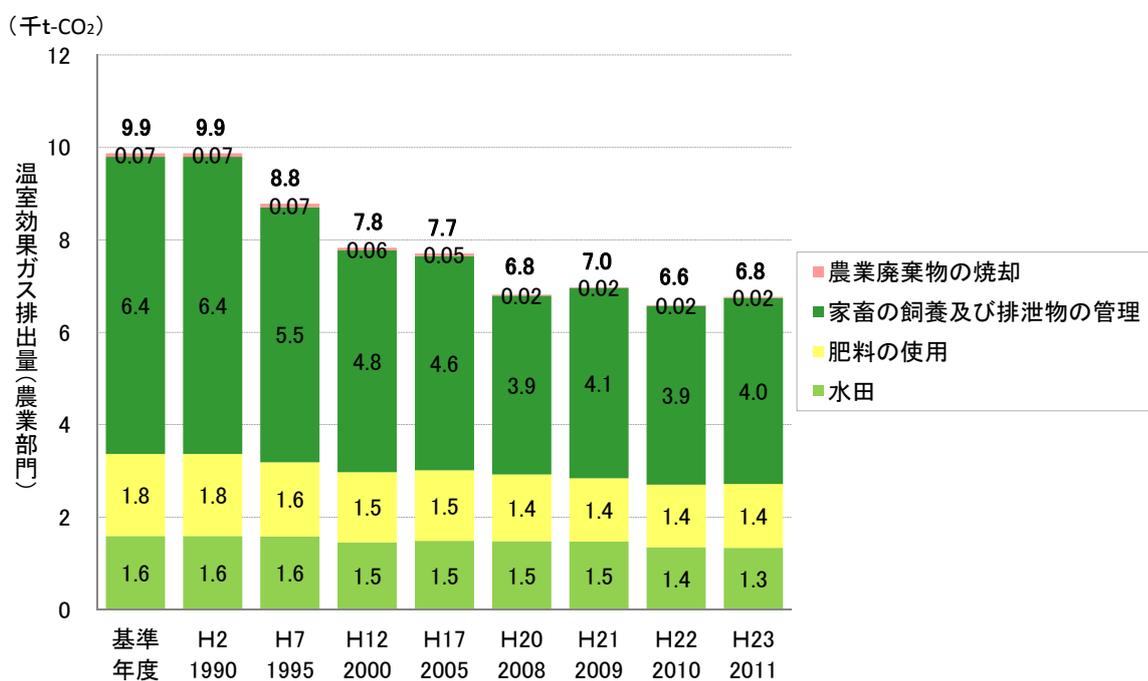


図 4-20 温室効果ガス排出量の推移 (農業部門)

## 4. 将来予測

温室効果ガス排出量の将来予測は、対象とする部門毎に、現況の温室効果ガス排出量（平成 22 年度推計値）に、活動量のベースとなる指標の将来における増減率を乗ずることにより算定しました。

それぞれの指標の将来値は、過年度の実績値に回帰式を当てはめ、実績値の延長線上に設定することを基本としました。

なお、世帯数のみ、国の推計将来人口（国立社会保障・人口問題研究所による推計値）を将来世帯人員で除することで設定しました。将来世帯人員は平成 22 年度と同値としました。

部 門		指 標	将来値の設定方法
産業部門	製造業	就業者数（製造業）	過年度の実績値の延長線上に設定
	建設業・鉱業	就業者数（建設業・鉱業）	過年度の実績値の延長線上に設定
	農林水産業	農家数	過年度の実績値の延長線上に設定
民生・家庭部門		世帯数	国の推計将来人口（国立社会保障・人口問題研究所による推計値）を基に設定
民生・業務部門		業務用延べ床面積	過年度の実績値の延長線上に設定
運輸部門	自動車	自動車保有台数	過年度の実績値の延長線上に設定
	鉄道	鉄道乗車人員数	過年度の実績値の延長線上に設定
廃棄物 処理部門	廃棄物の焼却	一般廃棄物焼却処理量	過年度の実績値の延長線上に設定
	埋立処分場	一般廃棄物埋立処分量	過年度の実績値の延長線上に設定
	排水処理	排水処理量	過年度の実績値の延長線上に設定
農業部門		農家数	過年度の実績値の延長線上に設定
代替フロン類		世帯数	国の推計将来人口（国立社会保障・人口問題研究所による推計値）を基に設定

## 資料4. 用語解説

### 【あ行】

#### 一級河川

河川法により、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定されたもの（一級水系）のうち、国土交通大臣が区間を限定して指定した河川。小さな川でも、最終的に一級河川に流れ込んでいれば、一級河川となる。

#### 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことで、一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

#### ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により暖かく効率的に格好良く働くことができる秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

#### エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するための方法を提供している。

#### エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（持続農業法）に基づき土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者の愛称。

#### エコマーク

様々な商品の中で、生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付けられる環境ラベルのこと。

#### 温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなど、熱を吸収、再放射する性質を持つ気体。大気中の量が増加することにより、地球全体の気温が次第に高くなってきていることが確認されている。

### 【か行】

#### 開発行為

建築物等を建築するため、造成工事、土地の区画の分割・統合、農地から宅地への地目の変更など土地の区画形質の変更を行うこと。

#### 外来種（外来生物）

国外や国内の他地域から人為的に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生

物種。自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

#### 化石燃料

地殻中に埋蔵され、燃料として使用される天然資源のこと。一般には石炭、石油、天然ガスを指す。

#### 合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と生活雑排水（台所や風呂、洗濯等からの排水）を併せて処理することができる浄化槽をいう。

#### 環境影響評価（アセスメント）

環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際して、事業の影響を事前に予測・評価し、その結果を公表して地域住民の意見を聞くことなどにより、事業の内容を見直したり、環境保全対策を講じるなど、適正な環境配慮を行うこと。

#### 環境家計簿

家庭の活動による温室効果ガスの排出実態を把握するものとして開発されたものであり、自分の生活を点検し、環境との関わりを確認し、日常の生活からの環境負荷を低減するために役立つ。

#### 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として政府が定める行政目標。「環境基本法」に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。

#### 環境報告書

事業者が、事業活動に係る環境配慮の方針、計画、取組の体制、状況や製品等に係る環境配慮の状況等の事業活動に係る環境配慮等の状況を記載した文書。

#### 環境マネジメント

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。環境保全に関する方針の構成員への周知、方針に沿った目標の設定と目標達成のための計画の作成、実行のための体制整備、実行状況の監査と見直しの繰り返しにより取組が推進される。

#### 間伐材

育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業を間伐といい、この作業により生産された丸太を間伐材という。

#### 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を広く一般に利用してもらうことを任務とする。

## 京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された議定書。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定された。2005年2月に発効。

## 京都議定書目標達成計画

京都議定書による我が国の6%削減約束を達成するために必要な対策・施策を盛り込んだ計画。

## 京都メカニズム

京都議定書において導入された、国際的に協調して数値目標を達成するための制度。1) 国際排出量取引、2) 共同実施、3) クリーン開発メカニズムの3つがある。

## クリーンエネルギー自動車

石油代替エネルギーを利用したり、ガソリンの消費量を削減したりすることにより、排気ガスを全く排出しない、または排出しても量が少ない車。

## グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境負荷の少ない商品やサービスを優先して購入すること。省エネを意識した家電製品、低公害車、再生品、詰め替え品などの環境配慮型の製品が該当する。

## グリーンツーリズム

都市の住民が、農山漁村の自然、文化、人々との交流を楽しむための滞在型の旅行形態。

## グリーンバンク

公益財団法人静岡県グリーンバンクが取り組んでいる緑化事業のこと。花と緑にあふれた潤いと安らぎのある生活環境づくりを推進するため、草花の球根等を地域住民に定期配布したり、地域の緑化活動を行う団体に対し支援を行っている。

## クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、涼しく効率的に格好良く働くことができる夏の新しいビジネススタイルの愛称。ノーネクタイ・ノー上着スタイルが代表。

## 経営耕地

農家が経営する耕地のことで、田、畑、樹園地の合計。

## ゲリラ豪雨

数キロ程度の狭い地域でおきる局地的大雨。その予測が難しく、甚大な被害をもたらすこともある。

## 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが強い紫外線により光化学反応を起こして生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの強酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い刺激性を有し、大気濃度が0.12ppm以上になると粘膜を刺激し、目、鼻、のどを痛めることがある。

## 公共下水道

地方公共団体が管理する下水道で、生活や事業活動に起因した排水、または雨水を処理する施設。終末処理場を有

するものと流域下水道に接続するものがある。

## 高効率給湯器

従来の機器に比べて少ないエネルギーでお湯を沸かすことのできる給湯器であり、二酸化炭素の排出量の削減やランニングコストの面で優れている。潜熱回収型・ガスエンジン型・CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ型などがある。

## コージェネレーション

1つのエネルギー源から2つ以上のエネルギーを取り出して使うエネルギーシステム。都市ガス（天然ガス）を燃料に用いる場合には、発電とともに、その際に発生する排熱を冷暖房や給湯などの用途に有効利用するため、優れた省エネ特性を有する。

## 【さ行】

## 再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

## 里地・里山

原生的な自然と人工的な都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成され、農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた地域である。特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域である。

## 自然公園法

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする法律。

## 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

## 準絶滅危惧

レッドリストのカテゴリーの1つ。存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する要素を有するもの。

## 小水力発電

水力発電のうち、ダム等に設置された大規模な水力発電ではなく、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する小規模な水力発電のこと。

## 新エネルギー

技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの。具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、太陽熱利用等が該当する。

## 人工林

苗木の植栽、種子のまき付け、さし木等の人為的な方法により造成された森林のこと。

## 生態系

ある一定地域内で生息・生育している生物群集と、それをとりまく無機的環境要因（光、温度、水、土壌など）を、相互に密接な関係を持つ一つのまとまりとしてとらえたもの。

## 生物多様性

生物の多様さとその生息環境の多様さのことで、生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定していると言える。生物多様性は、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続可能な利用を図っていくための基本的な要素である。

## 絶滅危惧 IA 類

ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。

## 絶滅危惧 IB 類

IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。

## 絶滅危惧 II 類

絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。

## 潜熱回収給湯器

二次熱交換機を搭載した給湯器。従来のガス給湯器では排気ロスとなっていた潜熱（水蒸気として大気へ放出されていた熱）を回収できるため、熱効率が向上する。

### 【た行】

## ダイオキシン類

物の燃焼過程などで非意図的に生成される有機塩素化合物。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾフラン（135 種類）、ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン（75 種類）、コプラナーPCB（十数種類）の総称と定義されており、人に対する発がん性が指摘されている。

## 代替フロン

オゾン層の破壊力が大きい特定フロン（CFC 類）の代わりに生産・使用されているフロン類のこと。代替フロン類はいずれも温室効果が大きく、中でも HFC 類は「京都議定書」で削減対象ガスに加えられている。

## 太陽光発電

半導体素子により、太陽光エネルギーを電気に変換するもの。再生可能エネルギーの中でも特に潜在的な導入可能性が多い。

## 太陽電池

太陽の光を受けて、その光エネルギーを効率よく電力に変える電力機器のこと。

## 太陽熱利用システム

太陽熱を集めて熱エネルギーとして利用するもの。給湯や冷暖房などに利用されている。

## 単独処理浄化槽

生活排水の処理において、し尿のみを処理する処理装置。

## 低炭素社会づくり行動計画

我が国が低炭素社会へ移行していくための具体的な道筋を示すものとして閣議決定された計画。国全体を低炭素化へ動かす仕組みや革新的な技術開発、ビジネススタイル・ライフスタイルの変革に向けた国民一人ひとりの行動を促すための取組について策定。

## デング熱

東南アジア～南アジアを中心に熱帯・亜熱帯地域に広く分布する感染症で、蚊によって媒介されるデングウイルスがおこす疾患。発症後、発熱が5～7日間持続し、激しい頭痛、関節痛、筋肉痛、発疹を伴う。

## 都市公園

都市公園法に基づき、国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権原を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し一般に公開する営造物。住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで、様々な規模、種類のものがある。

### 【な行】

## 二酸化硫黄

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体で硫黄分を含む石油や石炭などの燃焼時に発生する。呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られている。

## 二酸化窒素

窒素の酸化物で赤褐色の気体。発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。呼吸器系の炎症等で人の健康に影響を与える。

## 二次林

自然林を切った後にできる再生林。里山地域の雑木林のことを示す。古くから人々の生活と関係が深く、木材や薪炭の供給地となっていたが、近年では利用されることがなくなったため、スギの植林地に変えられるなどにより減少している。

## 燃料電池

水素と酸素を電気化学的に反応させて直接発電するもの。このとき、水素は天然ガスやメタノールなどから生成し、酸素は大気中の酸素を用いる。

## ノーマイカーデー

環境負荷の大きなマイカー通勤を自粛し、徒歩、自転車、公共交通機関を利用することにより交通量を削減しようとする取組。

### 【は行】

## バイオディーゼル

油糧作物（なたね、ひまわり、パーム）や廃食用油といった油脂を原料として製造する軽油代替燃料。化石燃料由来の燃料に比べ、大気中の二酸化炭素を増加させないカーボンニュートラルの特性を持った燃料。

## バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用のほか、燃焼による発電、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用がある。

## 排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。

## 風力発電

自然のエネルギーである風力を利用して回転エネルギーに変換し、電力を得るもの。

## 複層ガラス

スペーサーと呼ばれる金属部材で2枚のガラスの間に中空層を持たせたガラス。熱が移動しやすい窓の断熱性能を高め、冷暖房効果を向上させる。中空層には乾燥空気が封入されており、空気層が厚いほど断熱効果が高まる。

## 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が $10\mu\text{m}$  ( $\mu\text{m}=100$  万分の $1\text{m}$ ) 以下のもの。

## フリーマーケット

自分の使っていた古物や不用品などを公園・広場に持ち寄って売買・交換する市場のこと。

## フロンガス

化学的に安定な物質で人体に影響はないが、大気中に放出されるとほとんど分解されず、成層圏に達しオゾンを分解する。洗剤、冷却剤、発泡剤などとして広く使用されてきたが、オゾン層の保護のため、現在では生産が禁止されている。

## ペーパーレス

データや資料などを紙に印刷して閲覧・共有・保管してきたのをやめ、コンピュータシステム上で代替しようとする試み。コスト低減や省エネ・省資源の取組の一環として行われている。

### 【ま行】

## マイバック

レジ袋の削減のため、買い物に際してはバックを持参し、レジ袋の使用を控えようとする運動。買い物客が持参するマイバックは「エコバック」とも呼ばれる。

## 緑のカーテン

アサガオなどのつる性の植物を窓際に植え、窓を覆うように栽培するもの。窓から差し込む夏場の日照を抑える他、植物の蒸散作用によって周辺も涼しくなる効果が期待できる。

## メガソーラー

出力1メガワット(1000キロワット)以上の大規模な太陽光発電。発電所建設には広大な用地を必要とするが、再生可能エネルギーの基幹電源として期待されている。日本の太陽光発電の多くは一般住宅で行われているが、メガソーラーは使用されていない土地や工場屋根など広い面積で行われる。

### 【ら行】

## リサイクル

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用するマテリアルリサイクル(再資源化)、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル(熱回収)がある。

## リデュース

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。

## リユース

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

## 林地残材

立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、林地に放置された残材。

## レッドデータブック

レッドリストに掲載されている種について生息状況や減少要因等を取りまとめた本。

## レッドリスト

日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。

### 【わ行】

## ワイズユース

生態系を維持しながら持続的に利用すること。ラムサール条約で提唱された湿地利用の考え方であり、持続可能な開発の考え方に立って、生態系アプローチの実施を通じて、その生態学的特徴の維持を達成することと定義される。

### 【英数字】

## BOD (Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを意味する。

## ISO14001

国際規格認証機構 (ISO: International Organization for Standardization) が発効させた国際統一規格としての環境マネジメント規格。環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れていることを意味し、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明となる。

## 伊豆の国市環境基本計画

平成 26 年 4 月

発行・編集 伊豆の国市 経済環境部 環境政策課

〒410-2192 静岡県伊豆の国市四日町 243

電話番号 : 055-948-1411 (代表)

ファックス番号 : 055-948-1169



自然を守り、文化を育む、<sup>ゆめ</sup>魅力ある温泉健康都市